

ラムジ修道院とオウヴァ土地訴訟

都 築 彰

Ramsey Abbey and the Dispute concerning Over

Akira TSUZUKI

When Abbot Herbert of Ramsey Abbey granted the land of Over in Cambridgeshire to William Pecche and his wife for their lives in 1088, he must never have thought that it would take more than a century for the abbey to establish the right to restore it into the abbey's demesne. It was in 1237 that Hamo Pecche, at last, acknowledged the abbot's right to the land in the king's court. The dispute concerning Over was recently studied by Dr J. Hudson in terms of the heritability of land, and Professor H. Tsurushima's article focused on the relationship between the abbey and the Pecches. In this paper, I add some more information by taking up the charter of Abbot Aldwin, which permitted the son of William Pecche to succeed to the land. This charter was not included in the *Cartularium Monasterii de Rameseia* nor in the *Chronicon Abbatiae Rameseiensis*, but transcribed in the cartulary in British Library Cotton MS Vespasian E.ii. The cartulary seems to have been compiled by the order of Abbot Ranulf, who was abbot in 1237. He may have found this charter in the abbey's library in search of the documents which were effective in protecting the monastery from the claim of Hamo Pecche and decided that it was not useful. After the dispute was over, I think, the abbot made the charter abandoned, but, before that, he ordered it to be transcribed into the cartulary because he hesitated to eliminate it from the abbey's records. It seems to be in this way that it has come down to us.

はじめに

1088年、ラムジ修道院長ハーバート (Herbert, 1087-90) は、ケンブリッジシャーにあるオウヴァ=マナ (Manor of Over) の土地を、近隣の有力領主であるウィリアム=ペッチ (William Pecche) とその妻に、一代限りの保有という条件で授与した。しかしその後、彼らの相続者達が保有の継続を主張し続けたため、国王権力の介入があったにもかかわらず、解決は13世紀前半まで持ち越されることになる。

オウヴァの土地をめぐる修道院とペッチ一族との訴訟は、公刊されたラムジ修道院のカーチュラリに関係文書が一括して転写されているために¹⁾、これまでも注目を集めてきた。ジョン=ハドソンは、コモン=ローにおける土地相続権確立にいたる過程の中で、それを阻止する要因としての生涯授与 (Life-grant) ないし生涯保有 (Life-tenure) の一例として、このケースを取り上げ²⁾、鶴島博和は、修道院と俗人テナントとの間のフラタニティ (Fraternity) 関係の事例として論じている³⁾。また近年研究が進んでいる

中世の紛争解決のイングランドにおける事例として、この問題に接近することもできるだろう⁴。

しかし筆者には今のところ、これらの問題のいずれについても検討する準備がない。本稿で行おうとするのは、上記の諸研究に依りつつ、若干の補足により事件経過を再構成することである。その上で複数のカーチュラリに収録された関連文書の比較によって、異なる時期における修道院文書の記録保存の状況について若干の検討をしてみたい。

1 訴訟に至る経緯、その経過

(i) 修道院長ハーバート及びオールドウィンの証書

ハーバート院長がウィリアム＝ベッチに与えた証書 (Charter) は、前記の『ラムジ修道院カーチュラリ』(以下『カーチュラリ』)⁵に加えて、同じく公刊されている『ラムジ修道院年代記』(以下『年代記』)⁶にも収録されている。この中で院長は、ウィリアムに対し「修道院のフラタニティ (祈禱兄弟盟約) に加わることを許し (... *damus fraternitatem nostri et nostrae congregationis,*)」、続けて「それから彼がその管理のもと、以下の条件で彼と我々の利益となるようオウヴァの土地を保有することを承認する。すなわち今このとき、我々の授与に対し1マルク金を支払い、以後は土地の用益権に対し毎年6ポンドを支払うこと。彼の死後は聖ベネディクト教会に埋葬の場所を与えられるが、その際彼の霊魂のため (の祈禱) に、彼の資産から教会に100シリングまたは1マルク金が支払われること。そして今日彼が得た妻であるアルフウェン (Alfwen) が彼よりも長く生きるようであれば、当該土地を存命中同一の条件で保有できる。しかし同人死去の後は一切の讒訴や強弁なしに院長の手に一私自身であれ、私の後任であれ一復帰するものとする (*et concedimus, ut sub sua custodia habeat terram de Ofra, ad proficuum suum et nostrum, sub hac conditione, ut ad praesens solvat nobis marcam auri pro nostra concessione, et singulis deinceps annis sex libras denariorum pro usufructuario terrae, et locum sepulturae habeat post decessum vitae suae in cimiterio ecclesiae Sancti Benedicti; et centum solidi dentur de suo proprio ad ipsam ecclesiam pro anima ejus, vel marca auri. Uxor vero ejus, quam hodie habet, scilicet Alffwen, si supervixerit ei, tenebit ipsam terram in vita sua sub hac eadem conditione, scilicet, post decessum vitae ejus recedet in manum abbatis, sive mei ipsius sive successoris mei, absque ulla calumnia et obloquio, ...)*」、と述べている⁷。

この証書は、ヘンリ1世治世に国王の認証を得て、そこでも「将来ラムジ修道院と修道院長が、ウィリアム＝ベッチとその妻アルフウェンの相続人及び末裔による讒訴や要求から免れて、同地を直領地において保有かつ保持すること (... *ecclesia Rames[iensis] et abbas eam amodo teneant et habeant finaliter in dominio suo solam et quietam ab omni calumnia et reclamacione haeredum et posterorum Willelmi Peccati et Elfwen uxoris suae.*)」⁸が言明されているが、その後の経過の中で問題となってくるのが、まさにこの生涯保有と死後の所領復帰という条件である。実際1123-30年頃のヘンリ1世の国王証書において、「修道院長レジナルド (Reginald, 1113/14-31) が回復した土地で、院長就任時点で修道院の直領地に含まれていなかった土地 (*omnes terras illas quas perquisivit postquam fuit abbas quae non erant in dominio abbathiae die qua recepit abbathiam*)」が改めて国王によって授与されているが、その中に「オウヴァの土地 (*terram de Oure*)」が明記されている⁹。1113/14年から1130年までの間のいずれかの時点で同地は修道院直領地に復帰したと考えられるのだが、その後土地は再びベッチ一族の保有するところとなる。およそ1世紀後の1228年の国王裁判所訴訟に関する修道院記録の中では、この間の事情が、「ウィリアムとアルフウェンの死後、彼らの息子のハモ (Hamo) が国王と親密な関係にあったため、王自身の要求により、一代に限って同地を保有することを許された (... *post mortem ipsius Willelmi et Elwennae, quia Hamo filius suus bene fuit cum domino rege, ad petitio-*

nem ipsius regis permissum fuit ei, quod teneret terram illam tota vita sua, ...)」と、当時の修道院長ヒュー (Hugh, 1216-31) の証言によって説明されている¹⁰。

しかしこれとは異なる事情があった可能性を示唆するのは、ブリティッシュ＝ライブラリ所蔵のカーチュラリに転写されている修道院長証書¹¹である。オールドウィン (Aldwin, 1091-1102, 1107-12) の名による同証書は、ウィリアムの妻(但し名前は記されていない)に夫と同一の保有権を与えることも含めて、前院長ハーバートの証書を踏襲しているが、異なる点として土地授与の同意に対する1マルク金の支払い規定が除かれ、毎年の支払い金額が5ポンド¹²になっている。そして更に末尾に以下の文が付加されている。「そして彼らの息子がその土地を受けるに値し、かつそれを欲するのであれば、彼は次の(継承)者となる。だがこれは修道院長と修道士達の裁量と意志による (*Et si illis est filius talis qui terram deservire poterit et voluerit, ille proximus erit. Sed hoc in arbitrio et voluntate abbatis et fratrum consistit.*)」。従って1091年以降のある時点で¹³、修道院長の同意を要するという条件つきながら、ウィリアム＝ベッチの息子による保有の継承が承認されていたとみられる。一旦修道院直領地に復帰したオウヴァの土地が再びベッチ家領に含まれるにいたったのは、ハーモ＝ベッチがこの証書を根拠に修道院長に同地の保有を願い出たためと考えられるわけである。

この証書が作成された理由は、その前のハーバートの証書が、ハドソンが指摘しているように、ウィリアムとアルフウエンの結婚の時期に合わせて作成されたものであったとすれば¹⁴、同じくウィリアムが再婚したためではないかと考えられる。確かにウィリアムは再婚しており、ハーモは再婚後の子供である(従って前記訴訟記録中の、ハーモがアルフウエンの子供であるという記述は誤り¹⁵)。「ハーモが国王と親密な関係にあった」ことが事実だったとしても、土地の再授与がオールドウィン院長の証書に起因するものであった可能性は否定できず、またハーモへの土地の授与を承認する国王文書が現存しない以上、ハーモ＝ベッチと修道院長との交渉は、国王の介入を求めずに行われた可能性が高い。それはハドソンが言うように、ステイーヴン治世の内戦時のことだったかもしれない¹⁶。

(ii) 訴訟の経緯－12世紀後半

史料によれば、次にオウヴァの土地の保有が問題となるのは、12世紀後半である。1187年、クラレンドン (Clarendon) の国王裁判所において、ヘンリ2世、王子ジョン、レナルフ＝ド＝グランヴィル (Ranulf de Glanville) らの面前で、ラムジ修道院長ロバート (Robert, 1180-1200) とジェフリ＝ベッチ (Geoffrey Pecche) との間でオウヴァの土地をめぐる最終和解 (Final Concord or Fine) が結ばれた。「同院長と修道士団はジェフリに対し、養魚池他の付随物件を含むオウヴァの土地全体を一代限り、院長及び修道士団から保有すべきものとして授与した。それに対し以下の期日に年額7ポンドが支払われる。すなわち復活祭に70シリング、聖ミカエル祭に70シリング。そして同ジェフリの死後は、養魚池他の付随物件を含む一切の土地は、ジェフリの相続人ないしハーモ＝ベッチの後裔による占拠や要求なしにラムジ修道院長及び修道士団の直領地に復帰するものとする (... *predictus abbas et conventus concesserunt eidem Gaufrido totam terram illam de Oure, cum piscariis et aliis pertinentiis suis; tenendam de eo et de ejusdem loci conventu, tota vita sua, pro septem libris annuatim inde reddendis ad hos terminos, ad Pascha septuaginta solidis, et ad festum Sancti Michaelis septuaginta solidis. Ita quod, post mortem ipsius Gaufridi, redibit tota terra illa, cum piscariis et aliis pertinentiis suis, ad dominium ipsius abbatis Ramesiensis, et ejusdem loci conventus, sine ullo retenemento et reclamatione heredum ipsius Gaufridi, et posterorum Hamonis Pecche.*)」¹⁷、という内容である。

この和解の内容は、更に同時期に発給された国王証書において確認されている。上記文書をほぼなぞる内容であるが、末尾近くに「余は、余の面前で読み上げられた我が祖父ヘンリ王の証書によって、以下の

ことを聞いた (... *audivi coram me, per cartam regis Henrici avi mei,...*)」とあり、1123-30年のレジナルド宛証書が国王の面前に提出されたことがわかる¹⁸。

ジェフリはハーモの息子であるが、「ジェフリの相続人」と並べて殊更「ハーモの後裔」という文言が加わっているのは、ジェフリにギルバート (Gilbert) という兄弟がいたせいであろうか。その後の状況を複雑にしたのは、兄弟間の取り決めのせいだったらしい。再び1228年の訴訟記録において、当時の原告でギルバートの息子ハーモ=ベッチ (2世) の証言によると、「我が祖父ハーモ (1世) (*Hamo Pecche, avus suus*)」が「下の息子のギルバートにその土地を与えた (... *dedit terram illam, ... Gilberto filio suo postnato,...*)」が、「その後ギルバートが十字架を取り聖地への出立を望むと、同地を3年の期限で兄弟のジェフリに貸与した。ギルバートが聖地にいる間に、ジェフリは同地について訴訟を起こされたが、和解が結ばれたのはその不在中のことであった (... *et postea fuit praedictus Gilbertus cruce signatus, et voluit proficisci in Terram Sanctam, et invadiavit terram illam ad terminum trium annorum Galfrido fratri suo; et interim, dum idem Gilbertus fuit in Terra Sancta, permisit se idem Galfridus inplacitari de terra illa, ita quod finis ille tunc factus fuit in absentia sua,...*)」、のだという¹⁹。この和解締結を不当であるとして、ハーモ (2世) は提訴するのだが、1187年の和解文書の内容から判断する限り、レジナルド院長宛証書以外に、ハーバートやオールドウインの証書が提出された形跡はない。しかし和解文書及びヘンリ2世証書の内容は、ジェフリの死後の土地の修道院への返還を定めた部分等、1088年のハーバートの証書或いはそれを確認したヘンリ1世証書を踏まえているとみられる。いずれにせよ修道院側の目的は、ジェフリの継承の不当性の追及ではなく、将来の土地の回収見込みの確保にあった。オールドウインの証書は、次節で述べるように、12世紀後半の時点でその存在が忘れられていた可能性がある。

(iii) 訴訟の経緯—13世紀前半

13世紀におけるオウヴァの土地訴訟の詳細は、既に引用してきた『カーチュラリ』収録の修道院記録が伝える。それらは1228年5月のノリッジ (Norwich) での巡回裁判記録と1236年11月のウェストミンスター (Westminster) における国王裁判所記録で²⁰、ハーモ=ベッチ (2世) とラムジ修道院長の証言と応答を、一見すると客観的に順序どおり並べたものである。1228年のハーモの証言によると、前述のとおりギルバートの不在中に修道院との間で和解文書を作成したジェフリは、「ギルバートが帰郷すると、占有 (していた土地) を返還したが、ギルバートが臣従誓約を王になすために宮廷に赴いている間にジェフリは死去し、修道院長が土地を占拠してしまった (... *quando idem Gilbertus rediit, ... et reddidit eidem fratri suo seysinam suam, et dum idem Gilbertus profectus fuit ad curiam ad faciendum homagium suum domino regi, obiit praedictus Galfridus frater suus, et praedictus abbas tenuit se cum armis in praedicta terra*)」²¹。そして「ギルバートは繰り返し修道院長とその後継の者達を提訴してきたが、よい結果は得られなかった (*ita quod semper inplacitavit idem Gilbertus eundem abbatem et successores suos, de abbate in abbatem, et nunquam potuit ad effectum pervenire,...*)」²²、という。

1228年の裁判におけるハーモの主張は、「オウヴァの2カルキットの土地と付随物件 (... *duas carucatas terrae, cum pertinentiis, in Overe...*)」を「父ギルバートは、封及び権利によるものとして直領地に占有しており (... *unde Gilbertus Pecche, pater suus, fuit saisitus in dominico suo ut de feodo et jure,...*)」、 「その土地の権利は、ギルバートから、息子であり、相続人である自分ハーモへと伝えられたのだ (... *et de praedicto Gilberto descendit jus terrae illius isti Hamoni, ut filio et heredi,...*)」、 というものである²³。

これに対し、ヒュー院長は、まず1187年の最終和解文書とそれを確認する国王証書を、次いで、ハーモが叔父ジェフリが行った和解締結の無効を訴えると、ハーバート院長の証書を確認した1109-29年のヘン

り1世の証書を提出して、当該土地が生涯保有によるもので、保有者の死後の修道院直領地への復帰を条件とするものであったことを主張した。最後にハーモが、父ギルバートは1187年の和解文書と国王証書等の作成後に当該土地を占有しており、その後修道院長により放逐されたと発言したことを伝えて、記録は終わっている²⁴。

1236年の記録における双方の主張は、1228年の時点から殆んど変わっていない。ハーモは父ギルバートが祖父ハーモ（1世）の正統な相続人であると述べ、ただ新たな根拠として、ギルバートがそれによって父から授封された証書を提出している²⁵。またジェフリが相続人を残さず死去したためギルバートがジェフリの土地を相続人として占有した、と証言したが、これに対してレナルフ院長（Ranulf, 1231-53）は、「ハーモは（父ギルバートを通じて）ジェフリの相続人としてすべての土地を占有しており、そのジェフリは前記の和解によって自身と自身の相続人を含めてラムジ修道院長と修道士団に権利放棄をしているのだから、和解の内容は否定されるべきではない（... *iste Hamo est heres praedicti Galfridi, qui praedictum finem fecit, et est in seysina de omnibus terris suis. Et desicut praedictus Galfridus quietum clamavit abbati et conventui de Rameseia, de se et heredibus suis, per praedictum finem, et finis non potest dedici...*）」²⁶、と応酬している。

この訴訟に関する最後の文書は、1237年のウェストミンスタにおけるハーモ＝ベッチ（2世）とラムジ修道院長レナルフとの間の最終和解文書である。ハーモはオウヴァの土地をラムジ修道院長とその後継者達に永久に権利放棄し、それに対し、「修道院長は、ハーモとその相続人らを、ラムジの教会の中で永遠に絶やされることのない慈愛と祈禱の中へと迎え入れた（*Et idem abbas recepit praedictum Hamonem et heredes suos in singulis benefactis et orationibus, quae de caetero fient in ecclesia sua de Rameseia inperpetuum.*）」²⁷。

2 諸カーチュラリにおける関連文書の保存

(i) 修道院史におけるオウヴァ土地訴訟

オウヴァをめぐる土地訴訟で焦点となった生涯保有の条項は、既に征服以前からイングランドにおいて見られ、11世紀後半から12世紀にかけて、特に聖界諸侯の証書に頻出する。教会法により、教会所領の散逸を禁じられた司教や修道院長は、将来の資産流失に対する予防とスムーズな土地回収の経路確保のために、この保有条件の設定を好んだとされる²⁸。だが、生涯保有条項は必ずしも字義通りの土地の返還のみを目的とするのではなく、事実上の世襲により生ずる土地に対する領主の影響力の低下を防ぐ意味があった。占有を許可する修道院長の権利が保障され、地代収入が確保されている限りは、相続人による土地の継承に大きな問題はなかったと考えられる。オールドウィン院長の証書の作成にもそのような判断が働いていたと見られる。とはいえ、終始生涯保有条項の有効性が認められながら、決着まで一世紀半を要したオウヴァの土地訴訟は確かに特異なケースであり、その点にこの紛争が研究者の注目を集める理由の一端がある²⁹。

またオウヴァ土地訴訟においてもそうであるように、この種の領主とテナントの紛争には、アングロ＝ノルマン期以降、多くの場合公権力すなわち国王権力の介入が認められる。領主権力ないし領主裁判権と国王裁判権の関係は、近年のコモン＝ロー研究においても中心的な論点のひとつであるが³⁰、そこで強調されるのは、ヘンリ2世の「アンジュー朝の法改革（Angevin Legal Reforms）」以前から聖俗諸侯が進んで国王権力による問題解決を望んだということである³¹。その際期待されたものは、しかし、必ずしも判決による決着ではなく妥協や調停であり³²、多くの場合代替となる土地の授与や金銭の支払いを伴うものだった。オウヴァの土地訴訟の解決も基本的に同様の性格のものだったと言えようが、そこでは物質的な代償は示されていない。

13世紀のラムジ修道院では、12世紀の修道院領の譲渡に対する非難もあってか、院長による自由保有地の回復の努力が見られたという。例えば1211年には Stukeley の200エーカーの土地に対して30マルクの支払いがなされ、1219年には Higney とその付随物件に対して20マルク等が支払われ、1220年には Walsoken の11ヴァーギットの土地が60エーカーの他の土地との交換によって回復された。そのなかにあつて1237年のオウヴァに関する最終和解においては代価の支払いはなされていない³³。そもそも『カーチュラリ』の裁判記録による限り12世紀の末までには当該土地は修道院領に復帰している。唯一の対価は、ハーモ=ベッチ(2世)とその相続人をラムジ教会に迎え入れること、言い換えればラムジ教会の共同体の成員に加えることであつた³⁴。

本訴訟の場合、なぜ修道院長による補償がなされなかったのかは1237年の最終和解文書の文面だけからではうかがい知ることができないが、恐らくハーモ=ベッチ側が要求を断念したか、修道院長が要求を拒否したのだろう。既に当該土地が修道院領に回収されている以上、物質的補償の必要性を認めなかったのかもしれない。いずれにせよ無償でオウヴァの土地を確保したことは、修道院の記録の中では特筆すべきものと映っていたらしい。『カーチュラリ』の中で、オウヴァ土地訴訟関連文書が同種の記録文書集成の先頭に置かれている³⁵のもそのことを暗示しているし、また1237年当時の修道院長であるレナルフは、一写本の中の歴代修道院長リストにおいて、「院長レナルフ。彼はオウヴァをよく守った (*Ranulphus, abbas. Iste pacificavit Overam, ...*)」³⁶と特記されている。

(ii) 諸カーチュラリに収録されたオウヴァ土地訴訟関連文書

ラムジ修道院の主要なカーチュラリは、『カーチュラリ』とブリティッシュ=ライブラリの Cotton MS Vespasian E.ii 中のカーチュラリ(以後『ヴェスペイジアン』)、そして『年代記』である³⁷が、それらの関係、特に『カーチュラリ』と『年代記』の関係は些か複雑である。オリジナルの写本が最も古いとされる『年代記』は二つの部分から構成され、その前半は証書等をその中に織り込んだ叙述形式で書かれ、後半はノルマン征服以降1200年までの国王等の証書集成の形式を取っている。前半部分の成立は12世紀後半、後半も13世紀初めまでに完成されたと見られるが、オクスフォード大学ボドリ図書館所蔵の現存写本は13世紀末から14世紀初頭にかけての作成である。また前半部分は、国立文書館所蔵の『カーチュラリ』の写本の中にも転写されている。これを含めた『カーチュラリ』全体の完成時期も『年代記』とそれほど離れてはいない14世紀前半と推定されている³⁸。

『年代記』が収録しているオウヴァ土地訴訟関連の文書は、①1088年のハーバート院長の証書、②①を確認したヘンリ1世の証書、③同じくヘンリ1世のレジナルド院長宛証書、④1187年の最終和解文書、⑤④を確認したヘンリ2世証書、と、12世紀末までの主要文書を網羅しているが、オールドウィン院長証書を含まず、また一箇所にとまめられてもいない³⁹。

『ヴェスペイジアン』は1246年以降1253年頃までに完成したと見られる。1237年のオウヴァ土地訴訟の終結後に、当該訴訟に直接関与した院長レナルフの指示によりロバート=ド=グドフォード (*Robert de Doddeford*) という名の修道士によって作成されたものと推定される⁴⁰。その点からも、このカーチュラリへのオウヴァ関連文書の収集形態は興味をそそるが、ここでも関連文書を一くりにするといった工夫は施されていない。国王証書、修道院長等の証書、最終和解文書の3つのパートに整然と分類されているのが、このカーチュラリの特徴だが、国王証書の部には前掲②・③・⑤の証書が、修道院長等の証書の部には、⑥オールドウィン院長の証書が、最終和解文書の部には前掲④と、⑦1237年の文書が転写されている。但し『年代記』とは逆に、ハーバート院長の証書は割愛されている⁴¹。

最後に『カーチュラリ』には、冒頭に述べたとおり、オウヴァ土地訴訟関連文書が同写本の証書集成部

分の巻頭に一括して収録されている。その内訳は、「オウヴァの第一回目の譲渡 (*Prima dimissio de Overe.*)」と題されたハーバートの証書 (①) に始まり、以下前掲の④の最終和解文書 (これは誤って「オウヴァに関するヘンリ 2 世王の証書 (*Carta regis Henrici secundi de Oura.*)」という題が付されている)、⑤の国王証書、そして⑧1228年のノリッジにおける巡回裁判記録と、⑨1236年のウェストミンスタの王座裁判所記録が続く。最後が⑦の最終和解文書である。前掲③も含むが、上述の一括文書とは異なる箇所収録されている⁴²。

『カーチュラリ』の最大の特徴は⑧及び⑨の文書を収めていることだが、これらの記録の出所については何ら説明はない。「修道院長が進み出て、証言する (*Abbas venit et dicit...*)」といった叙述スタイルは、『王座裁判所記録集 (*Curia Regis Rolls*)』に倣っているので、同裁判所記録を元にしていないのかもしれないが、正確なところは不明である。

これらの記録、殊にカーチュラリという史料形態では常に偽文書の可能性を考えなければならないわけだが、上述の文書について真正性を問われているものは特になく、また改変や筆写ミスがあるとしても、訴訟の経緯全体に影響を与えるものではないと思われる。問題があるとすれば、⑥のオールドウィン院長の証書であろうが、これについては次項で取り上げる。

次にこれら文書の関連と裁判所における活用状況について確認しておこう。①のハーバートの証書は、②の国王証書で参照されており、③のヘンリ 1 世証書は、④と⑤の最終和解の際にヘンリ 2 世の面前に持ち出されている⁴³。1228年の巡回裁判記録では、ヒュー院長が第一の証言の際に④と⑤の文書を提示しており、また同最終和解を確認したりチャード 1 世とジョン王の証書をそれらに加えて裁判所に提出している⁴⁴。第二の証言では、その前にハーモ (2 世) が叔父ジェフリ最終和解が無効だと訴えたためもあって、更にさかのぼって②のヘンリ 1 世証書を持ち出している⁴⁵。1236年の王座裁判所記録でも同様であって、レナルフ院長は前院長同様、④・⑤・②の文書を繰り出して、同じ主張を繰り返している⁴⁶。

両記録で対照的なのは、当然のことであるが修道院側が豊富にそろえた証拠文書を次々に提出しているのに対し、ハーモ (2 世) 側は殆んど文書に拠らず、証言のみで抗弁していることである。唯一後者が提示したのは、1236年の際のハーモ (1 世) が息子のギルバートに授封したという証書⁴⁷だが、これは収録されていない。或いは修道院側の文書攻勢に対抗するためにハーモ (2 世) が作成させたものかもしれないが、一方修道院側の証拠文書についても、①のハーバート院長の証書が提出された様子はない。提出されたのはいずれも国王証書ないし国王裁判所における最終和解文書である。国王裁判所においては、修道院長とテナント間の証書よりも、国王証書等がより高い証拠能力を持つという判断が働いているのだろう。

(iii) ハーバート及びオールドウィン院長の証書をめぐって

前項で整理した三つの修道院記録における収録文書の選択で目に付く奇妙な点は、ハーバートとオールドウィン両院長の証書が、『年代記』と『カーチュラリ』と『ヴェスペイジアン』の三種のカーチュラリの各々に、いずれか一方のみ採取されていることである。最後にこの点を考えてみよう。

ハーバート院長証書はラムジ修道院とペッチ家とのフラタニティ及び生涯保有関係を作り出した最初の文書で、『年代記』と『カーチュラリ』の両記録集に含まれている。重要性から見て当然であろう。それに対しオールドウィン院長証書は、『ヴェスペイジアン』のみがこれを収めている。同カーチュラリは訴訟当事者であったレナルフ院長の在職時に作成されたと考えられ、彼がこの文書を転写させたとすれば、それなりの理由があったものと思われる。従って問題はレナルフ院長が、何故ハーバートの証書ではなく、オールドウィンの証書を転写、保存しようとしたか、である。

ハーバートの証書とオールドウインの証書の違いは、主に後者にはウィリアム＝ベッチの息子による土地保有の継承を認める条項が含まれている点にある。しかし同証書については、1228年、1236年のいずれの訴訟記録の中でも言及されていないし、参照された様子もない。オールドウインの証書は偽文書なのだろうか。その可能性はある。またレナルフ院長がそう判断したために、訴訟のための証拠書類から省かれたのかもしれない。しかしそもそも同証書は、修道院側が証拠文書として重視するに足るものだろうか。前述のように生涯保有地の継承を認めることは必ずしも修道院側の不利益になることではないと思われるが、当該土地の修道院直領地への復帰を争点とする訴訟にあっては、修道院側にとって、少なくとも利益にはならない文書であろう。いずれにせよ修道院が同証書を偽造する必然性は見当たらないから、偽文書であるとすればベッチ家によるものと考えざるを得ない。しかし1228年及び1236年の訴訟において、ハーモ（2世）が同証書に言及した様子もない。だからといってウィリアム＝ベッチ或いはハーモ（1世）がこの証書を偽筆させた可能性がなくなるわけではないが、重要なのは同証書が修道院に保管されていたという点である。

『年代記』から欠落し、『ヴェスペイジアン』に収録されたところを見ると、オールドウインの証書は13世紀前半の国王裁判所訴訟に備えて、修道院長が発掘した文書なのだろう。それは1228年の訴訟から関わっていたと見られるレナルフ自身が修道院記録の中から探し出させたものかもしれない。同証書を『ヴェスペイジアン』に転写させていることから見ても、同院長はそれを一偽文書との疑いを持っていたかもしれないが、真正文書であると判断したのだろうが、同証書のカーチュラリへの筆写については他にも不審な点がある。

オールドウイン院長証書は、『ヴェスペイジアン』の修道院長等の証書の部の最初に収められているが、それは折り丁（Quire）の冒頭ではない。同カーチュラリでは、前述のとおり目録に記載された文書は国王証書、修道院長等の証書、最終和解文書の三部に分かれているが、第一部の国王証書が書かれているのは第3折り丁の第25フォリオ裏までで、その後カーチュラリ完成後に追加されたと見られる2点の証書が第27フォリオ裏半ばまで筆写され、次の第28フォリオ表の1行目からオールドウイン証書が転写されている。次いで5点の一連の証書と1点の追加文書で第3折り丁は終わり、第30フォリオから始まる第4折り丁から再び修道院長等の証書が始まる。すなわちもともと第二部にあたる修道院長等の証書集は第4折り丁から筆写されるはずだったのではないかと考えられ、実際第三部の最終和解文書は第6折り丁最初の第48フォリオ表からスタートしている⁴⁸。目録についても同様のことが言える。第2－4フォリオに記載されている目録を見ると、第2フォリオ表裏にかけての国王証書の目録の最後としてヘンリ3世証書のタイトル「同王の証書。両証書の確認について（*Carta ejusdem. De confirmatione utrarumque cartarum.*）」記載の後、4行おいて「その他の証書が始まる、その第1（*Incipiunt alie carte et primo.*）」の見出しが書かれ、その下に「オウヴァに関するオールドウイン院長の証書（*Carta Aldewini abbatis de Ouera.*）」と5点の証書を一括した「5つの証書（*Quinque carte.*）」のタイトルが記されて、第2フォリオ裏が終わる⁴⁹。そして第3フォリオ表裏に修道院長等の証書の題名が、第4フォリオ表裏に最終和解文書の題名が列挙されている。

以上の証書本文及び目録⁵⁰の記載方法から判断すると、オールドウイン証書及び続く5点の証書は後から加えられた文書であると推定される。しかしそのような場合、第二部の文書の最後に続けて筆写するのが自然であると思われるが、第二部の後半、特に折り丁が変わって第5折り丁の40－42フォリオに転写されている最後の8点の証書はいずれもリンカン（Lincoln）・ノリッジ・イーリイ（Ely）の司教証書である。一方オールドウイン院長証書とともに第3折り丁に転写された5点の証書はロンドンの土地のラムジ修道院長への譲渡に関する一連の文書で正確な作成年代は不明であるが、少なくともそのうちの2点に登場す

る修道院長の名前からヒュー院長の時代のものでと推定される。また第二部の証書は修道院長以外の俗人領主等の証書を含み、作成年代の不明なものが多いが、中心となるのはヒュー院長時代の証書で、現に第4折り丁最初の3点の文書は同院長発給のものである⁵¹。従って文書の関連性を考慮して5点の追加証書を第二部の末尾ではなく、その先頭に置き、更に冒頭に最も古いオールドウィン⁵²の証書を据えたのではないかと思われる。つまり筆記者、或いはむしろ転写を指示したと思われるレナルフ院長は、最初に決めた収録文書には入っていなかったオールドウィン院長の証書を他の文書の転写が終わった後になって思い立ったように追加したように見えるのだが、それはどういうわけだろうか。

生涯保有地の継承を認めた同証書の存在は決して修道院側の主張にとってプラスになるものではなかったが、一方カーチュラリへの転写がなされたのは訴訟が既に終結していた時期のはずであり、その時点で同証書の存在が修道院にとって害になると判断されたとも思われぬ。とすれば同証書がカーチュラリに筆記されたのは、修道院に伝来する記録の保存という、ごく一般的な動機によるものと推察するほかない。ただその際考えられるのはオリジナルの文書が破棄されたのではないかということである。むしろ破棄を決めたためにカーチュラリへの転写を命じたのかもしれない。三種のカーチュラリの比較だけで結論めいたことを言うのは困難であるが、『ヴェスペイジアン』以前の『年代記』にも、以後の『カーチュラリ』にも収録されなかった文書の筆写の理由として考えられる可能性のひとつであろう。オールドウィン院長証書は、ハーバート院長証書が存在する以上修道院にとってあまり重要ではない文書であり、国王裁判所における修道院長証言とも矛盾する。そこで実際的な選択として、新しいカーチュラリの中に転写して保存する判断を下したのではないか。つまりオリジナル文書の廃棄を前提とした記録保存というのが、この場合のありうるひとつの解釈と考えられる⁵³。

おわりに

別稿で筆者は『ヴェスペイジアン』が実務的な目的で作成されたのではないかと推論した。網羅的な『カーチュラリ』に比べて収録文書が精選されていることなどから、修道院長が手元に置いて参照するために筆写させたものではないかと考えた。従って転写された文書はその時点で重要度の高いものが選択されたとみなさなければならないが、オールドウィン院長証書の複写はむしろ記録を完全に抹消してしまうことに對するためらいの結果であったように思われる。

14世紀前半に『カーチュラリ』が編纂されたとき、オウヴァ土地訴訟関連の一連の文書のなかに、係争の発端となったハーバート院長の証書は転写されたが、オールドウィン院長の証書は選ばれなかった。オリジナル文書の有無は別としても、『ヴェスペイジアン』からの複写もされなかったのは、同証書が不要だと判断されたためだろう。それは或いは、1228年の国王裁判記録と整合せずオウヴァ土地訴訟という修道院史におけるひとつのストーリーが首尾一貫しないから、という判断だったのかもしれない。

本稿はもっぱら2点の修道院長証書に焦点をあててオウヴァ土地訴訟を観察してきた。曖昧な点、不明な点は多々あるが、今後の課題として、ひとまず締め括りとしたい。

注

- 1 W. H. Hart and P. A. Lyons, eds., *Cartularium Monasterii de Rameseia*, 3vols (Rolls Series, 1884-96), i, 120-27.
- 2 John Hudson, "Life-Grants of Land and the Development of Inheritance in Anglo-Norman England", M. Chibnall, ed., *Anglo-Norman Studies XII* (Woodbridge, 1990), 67-80.
- 3 Hirokazu Tsurushima, "Forging Unity between Monks and Laity in Anglo-Norman England: The Fraternity of Ramsey Abbey", A. A.

- Bijsterveld, H. Teunis and A. Wareham, eds., *Negotiating Secular and Ecclesiastical Power: Western Europe in the Central Middle Ages* (Turnhout, 1999), 133-46.
- 4 周知のとおりこの研究分野に関しては、近年服部良久氏等による精力的な紹介と分析が行われている。服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決—儀礼・コミュニケーション・国制—」『史学雑誌』第113編第3号(2004年)、60-82頁、同「中世ヨーロッパにおける紛争と秩序—紛争解決と国家・社会—」『史林』第88巻第1号(2005年)、56-89頁、同編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』(京都大学学術出版会、2006年)。またイングランドとの比較については以下を参照。Kevin L. Shirley, *The Secular Jurisdiction of Monasteries in Anglo-Norman and Angevin England* (Woodbridge, 2004), 26-28.
- 5 *Cartularium*, i, 120-21.
- 6 W. D. Macray, ed., *Chronicon Abbatiae Rameseiensis* (Rolls Series, 1886), 233.
- 7 Cf. Tsurushima, *op. cit.*, 138-39; Hudson, *op. cit.*, 68; E. Miller and J. Hatcher, *Medieval England-Rural Society and Economic Change 1086-1348* (London, 1978), 208. オウヴァのマナはドゥームズデイ=ブックの段階で15ハイドであり、ラムジ修道院の直領地はそのうちの10ハイド3ヴァーギットであった。Tsurushima, *op. cit.*, 146.
- 8 *Chronicon*, 228; C. Johnson and H. A. Cronne, eds., *Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066-1154*, ii (Oxford, 1956), no. 1629; Hudson, *op. cit.*, 68. 1109-29年頃のイーリイ司教宛証書。同文書は、注11のブリティッシュ=ライブラリ所蔵のカーチュラリにも転写されている (fo. 14v.)。なお同注の拙稿81頁も参照。
- 9 *Chronicon*, 225; *Cartularium*, i, 243-44, ii, 294; *Regesta*, ii, no. 1686; Hudson, *op. cit.*, 68-69. 注11のカーチュラリにも収録 (fo. 12r.)。拙稿81頁参照。
- 10 *Cartularium*, i, 124.
- 11 British Library Cotton MS Vespasian E.ii, fo. 28r. 同カーチュラリについては、拙稿「13世紀のラムジ修道院カーチュラリ」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第10集第2号(2006年)、73-88頁を参照。証書全文は本稿末尾の付録を参照。
- 12 1マルク金の支払いは土地の授与に対するものなので省かれたのであろうが、土地の用益に対する支払い額が変更されているのは、書記による転写ミスであるのか、実際に1ポンド減額されたのかは不明である。但し1228年の訴訟記録では、前述の引用部分に続けて、「奉仕の金額は20シリング増額された (*ita quod accrevit servitium viginti solidorum.*)」と逆の事実が書かれ、後述のヘンリ2世の証書においても、支払い額は7ポンドになっている。*Cartularium*, i, 124.
- 13 更に時期を特定していくと、前述のハーバートの証書を確認したヘンリ1世の証書が1109-29年の作成と推定されているので、オールドウィン発給の証書作成時期は、1109年以降の同院長在職時、すなわち1109-12年の間ということになる。オールドウィンはウィリアム2世から院長職を買い取ったため聖職売買 (Simony) の罪を問われ、カンタベリ大司教アンセルム (Anselm, 1093-1109) により罷免されたという。後復位したため、在職期間が二期に分かれている。Eadmer, *Historia Novorum*, ed. M. Rule (Rolls Series, 1884), 142; C. W. Hollister, *Henry I* (New Haven and London, 2001), 387; D. Knowles, C. N. L. Brooke and V. C. M. London, eds., *The Heads of Religious Houses: England and Wales 1940-1216*, 2nd edition (Cambridge, 2001), 62; W. Page and G. Proby, eds., *The Victoria History of the County of Huntingdon*, i (London, 1926), 378-79 n15. ラムジ修道院の一写本 (British Library Cotton MS Vespasian A.xviii.) では、誤って、オールドウィンはカンタベリ大司教ランフランク (Lanfranc, 1070-89) により罷免された、と記されている。*Chronicon*, Appendix II, 347. こうしたオールドウィンの経歴或いは立場が、ベッチ家に有利な条件への変更と関連しているのかもしれないが、これ以上のことは今のところ不明である。
- 14 「今日彼が得た (*quam hodie habet*)」という表現がそれを示しているという。Hudson, *op. cit.*, 68; Tsurushima, *op. cit.*, 138.
- 15 Hudson, *op. cit.*, 69. I. J. Sanders, *English Baronies* (Oxford, 1960), 48によると、ウィリアム=ベッチの再婚相手は、Great Bealings (Suffolk) の領主 Hervey de Bourges の娘 Isilia であるという。またハーモ=ベッチはこの義父の所領を相続したとされる。
- 16 Hudson, *op. cit.*, 69.
- 17 *Cartularium*, i, 121-22; *Chronicon*, 296; Cotton MS Vespasian E. ii, fo. 48rv; Hudson, *op. cit.*, 69. 前掲拙稿85頁。なお同頁の表#114では『年代記』に収録されている文書への言及が欠落しているなので、ここで訂正しておきたい。
- 一般的には最終和解は訴訟というよりは、土地等の資産の國王裁判所における移転証明の役割を果たした。宮前康司「最終和解譲渡証書について—中世セントを対象として—」、國方敬司・直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』(刀水書房、2004年)、413-14頁。
- 18 *Cartularium*, i, 122-23; *Chronicon*, 300-01; Cotton MS Vespasian E. ii, fo.25rv; Hudson, *op. cit.*, 69. 前掲拙稿82頁。引用箇所続けて、「その土地からの収益はラムジ教会の建物の修復、及び同教会の施物に充てられることを (*quod exitus illius terrae debet poni in operatione illius ecclesiae Rameseia, et in elemosinis ejusdem ecclesiae.*)」とあり、この規定は1123-30年の証書のものだからである。注9参照。

- 19 *Cartularium*, i, 124.バーンウェル教会付属修道院 (Barnwell Priory) (ケンブリッジ近郊) の『備忘録』によると、ハーモ (1世) の妻の名はアリス (Alice) で、ギルバートが長男、ジェフリが次男である。アリスは同修道院のパトロンであったペイン=ペヴレル (Pain Peverel) の娘で、この結婚により、パトロン権はベッチ家に移った。J. W. Clark, ed., *Liber Memorandum Ecclesie de Bernewelle* (Cambridge, 1907), 47.
- 20 以下の公文書集に、当該訴訟の裁判記録が残っている。T. D. Hardy, ed., *Rotuli Litterarum Clausarum in Turri Londinensi*, ii (London, 1844), 149 (1226); *Curia Regis Rolls of the Reign of Henry III*, xiii (London, 1959), 250 (1228), xiv (London, 1961), 39 (1230); Cf. Hudson, *op. cit.*, 70n18.
- 21 *Cartularium*, i, 124.
- 22 *Ibid.* 以下の国王裁判所記録に、ギルバート=ベッチと修道院長間の裁判記録が残っている。F. Palgrave, ed., *Rotuli Curie Regis: Rolls and Records of the Court Held Before the King's Justiciars or Justices*, i (Record Commission, 1835), 2 (1194), 87 (1194); *Curia Regis Rolls of the Reigns of Richard I. and John* (London, 1922), 292 (1200); Cf. Hudson, *op. cit.*, 70n18.
- 23 *Cartularium*, i, 123.
- 24 *Ibid.*, 123-25.記録の末尾に、原告被告双方が指名した代理人の名が記されているが、修道院長側の一人の名前は修道士のレナルフ (*Ranulphus monachus*) で、この人物は後任院長で1236年の裁判当事者であるレナルフ院長だったかもしれない。
- 25 *Cartularium*, i, 126, "praedictus Gilbertus pater ejus feoffatus fuit inde per Hamonem patrem suum, et per cartam quam profert, ..." この証書の本文は収録されていない。
- 26 *Ibid.*, 126-27.
- 27 *Ibid.*, 127; National Archives, Public Record Office, CP25/1/24/18; Cotton MS Vespasian E.ii, fo. 59v. 拙稿86頁。
- 28 Hudson, *op. cit.*, 72-74.
- 29 Miller and Hatcher, *op. cit.*, 208; J. Hudson, *Land, Law, and Lordship in Anglo-Norman England* (Oxford, 1994), 99.
- 30 S. E. Thorne, "English Feudalism and Estates in Land", in *Essays in English Legal History* (London, 1985), 13-29; S. F. C. Milsom, *The Legal Framework of English Feudalism* (Cambridge, 1976). アングロ=ノルマン時代の諸侯領が自律的な権力領域及び裁判領域であり、それがアンジュー朝の法改革によって変質するとのミルソムの見解とメイトランド学説批判については、以下の論考における詳細な学説整理を参照。小山貞夫「成立期コモン・ロー研究に関する新動向—ファン・ケーネヘム及びミルソム学説を中心にしてのメイトランド学説批判についての覚書—」、同『イングランド法の形成と近代的変容』(創文社、1983年)、5-102頁、直江真一「ヘンリー二世期における *seisin* の保護—メイトランド以降の研究史をたどって—」『東北法学』2・3号 (1979年)、26-55頁。また直江真一「成立期コモン・ロー研究の現状—『ポロック=メイトランド百周年記念論文集』の紹介—」『法制史研究』47号 (1997年)、87-138頁も参照。ミルソムらに対する批判的研究として、前掲のハドソンの研究の他、以下のものを挙げておく。R. C. Palmer, "The Feudal Framework of English Law", *Michigan Law Review*, lxxix (1981), 1130-64; J. Biancalana, "For Want of Justice: Legal Reforms of Henry II", *Columbia Law Review*, lxxxviii (1988), 433-536; R. V. Turner, "Henry II's Aims in Reforming England's Land Law: Feudal or Royalist?", in *Judges, Administrators and the Common Law in Angevin England* (London, 1994), 1-15; P. Brand, "The Origins of English Land Law: Milsom and After", in *The Making of the Common Law* (London, 1992), 203-25.
- 31 Hudson, "Life-Grants of Land", 77-80, and *Land, Law, and Lordship*, 275-81; Shirley, *op. cit.*, 55-79.
- 32 Shirley, *op. cit.*, 27.
- 33 J. A. Raftis, *The Estates of Ramsey Abbey* (Toronto, 1957), 103, 110.
- 34 これがフラタニティへの加入を示すものかどうかは明確ではないが、死後ハーモ (2世) が埋葬されたのは、父ギルバート同様バーンウェル修道院墓地であったらしい。 *Liber Memorandum Ecclesie de Bernewelle*, 48.
- 35 国立文書館所蔵の写本では25フォリオ以降であるが、刊本の編者であるハートらは、「カーチュラリ本体の始まるのはここからである」と注記している。 *Cartularium*, i, 120n7.
- 36 BL Cotton MS Vespasian A.xviii, fo.113v; *Chronicon*, Appendix II, 347.
- 37 G. R. C. Davis, *Medieval Cartularies of Great Britain* (London, 1958), 90.ラムジ修道院の証書等の記録を含む写本は他に10点以上存在するが、筆者はまだそれらを網羅的に調査していない。ただBL Cotton MS Galba E.xに収録の文書は編者によって『カーチュラリ』に加えられており (*Cartularium*, iii, 218-328.)、BL Harley MS 445については、E. B. DeWindt, ed., *The Liber Gersumarum of Ramsey Abbey: A Calendar and Index of B. L. Harley MS. 445* (Pontifical Institute of Medieval Studies, 1976)が公刊されている。他にも前注のように、幾つかの文書が『年代記』に付録として収録されている。また『年代記』を用いた最近の研究として、J. Paxton, "Textual Communities in the English Fenlands: A Lay Audience for Monastic Chronicles?", J. Gillingham, ed., *Anglo-Norman Studies XXVI* (Woodbridge, 2004), 123-37、がある。

- 38 拙稿76頁参照。
- 39 前節及び注6、8、9、17、18を参照。
- 40 拙稿74、76-77頁参照。Cf. D. Walker, “The Organization of Material in Medieval Cartularies”, in D. A. Bullough and R. L. Storey, eds., *The Study of Medieval Records* (Oxford, 1971), 147.
- 41 前節及び注8、9、11、17、18、27を参照。また拙稿表1(81-86頁)参照。
- 42 注1及び9を参照。1237年の和解文書も重複して転写されている(*Cartularium*, ii, 368.)。
- 43 第1節を参照。
- 44 このリチャード1世証書(1189年)はオリジナルが現存し、また『ヴェスベジアン』にも転写されている。関連箇所は次のようになっている。「神の恩寵によりイングランド王たるリチャードより…。余はラムジの修道院、教会と修道士達に、すべての土地と諸教会と十分の一税、そして修道院に属するすべての保有物件を譲渡し、確認する…またオウヴァの村落と付随物件、当該村落に関して修道士達とジェフリ=ベッチの間で結ばれた最終和解—彼らは余の父王の証書を所有している—とを(認証し、確認する)(*Ri[cardus] Dei gratia rex Anglorum.... Sciatis nos concessisse et confirmasse abbati de Ramesia et ecclesie sue et monachis suis omnes terras et ecclesias et decimas et omnimodas possessiones eidem abbatie pertinentes ... et villam de Overe cum pertinentiis suis, et finem qui super eadem villa factus est inter ipsos monachos et Gaufridum Peccatum unde habent cartam patris nostri, ...*)」。BL Additional Charters 33648; BL Cotton MS Vespasian E.ii, fo.17rv.拙稿表1#40(82頁)。ジョンの証書(1200年)は『ヴェスベジアン』、『年代記』(16世紀の手跡による)、『カーチュラリ』(正確には1334年のエドワード3世の謄本認証証書 Charter of inseximus における引用)、のいずれにも収録されており、関連箇所は同一文である。Cotton MS Vespasian E.ii, fos.17v-18r; *Chronicon*, 323-24; *Cartularium*, ii, 86-89.拙稿表1#42(82頁)。
- 両国王証書の中に、オウヴァ自体の保有だけではなく、ジェフリ=ベッチとの間の最終和解を確認する文言まで入れさせたのは、修道院側が、ギルバート=ベッチの国王裁判所への提訴を予期していたか、または既に訴えがなされていたためであることを暗示している。
- 45 第1節を参照。
- 46 “... et profert cyrographum quod finem illum et hoc totum testatur. Profert etiam cartam ejusdem Henrici regis, que testatur quod ipse concessit, et carta sua confirmavit, ... Profert etiam cartam Henrici regis, avi domini regis, ...”, *Cartularium*, i, 125-26.
- 47 第1節及び注25を参照。
- 48 以上の点については、拙稿表1(81-86頁)を参照。
- 49 各文書には番号が付されているが、これも後から加えられたものだろう。なお国王証書と修道院長等の証書は通し番号になっていて、国王証書の最後のヘンリ3世証書がxlix、オールドウィン院長証書が1であるが、実際は目録から洩れている証書があり—オウヴァに関するヘンリ1世証書(前項の②)がそれである—本文に付されている番号とは食い違いがある。この点については、拙稿77-78頁を参照。
- 50 但し *Incipiunt* で始まる見出しがオールドウィン証書の上にかかれているのは、第3フォリオの目録が書かれる前にオールドウィン証書や5点の証書の題名が記載されていたことを、むしろ示唆する。しかし第4フォリオの最終和解文書の部には、やはり *Incipiunt* で始まる見出しが付いているが (“*Incipiunt concordie facte in curia domini regis Ricardi*”), 第2フォリオの国王証書の部には付されておらず、この点は一貫していない。
- 51 以上の諸点については拙稿78頁及び表1を参照。
- 52 オリジナル文書の廃棄を一般原則として主張しているわけではない。近年ではオリジナル文書の保存が通例と解されている。岡崎 敦「フランスにおける中世古文書学の現在—カルチュレール研究集会(1991年12月5-7日、於パリ)に出席して—」『史学雑誌』第102編第1号(1993年)、99頁、松尾佳代子「カルチュレールを読む—12世紀初におけるサン・メクサン修道院とリュージュニャン城主—」『史林』第88巻第2号(2005年)、121頁。

Appendix

British Library Cotton MS Vespasian E.ii, fo.28r.

Carta Aldewini abbatis de Ouere.

Aldewinus Dei gratia abbas Ramesiensis ecclesie filiis [fi]dei catholice et cetera. Volo vos scire quod Willelmo Pecche et uxori ejus damus fraternitatem nostri et congregationis nostre et concedimus ut habeat terram de Ouere ad proficium suum sub hac conditione ut unoquoque anno quinque libras ad certum terminum reddat. Et cum finis vite ei advenit, locum sepulture in cimiterio Sancti Benedicti et centum solidi dentur de suo proprio ad ipsam ecclesiam pro anima ejus, vel marca auri. Femina vero sua, si supervixerit in ipsa conventionem prefatam terram habebit. Post obitum autem utrorumque recipiet abbas terram suam bene vestitam absque ulla reclamatione. Et si illis est filius talis qui terram deservire potuerit et voluerit, ille proximus erit. Sed hoc in arbitrio et voluntate abbatis et fratrum consistit. Testimonio nostri et Ingelramini et Rodberti et Gosfridi et Ragenaldi et Simegoni.